道こども計画骨子案たたき台

資料４

【目標】

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

【基本方針】	【主な取組の方向性】
Ⅰ こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 (2)多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり
Ⅱ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく	(1)こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映 (2) 居場所づくり
Ⅲ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する	(1)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (2)子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (3)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
Ⅳ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする	(1)こどもの貧困対策 (2)障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (3)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (4)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
Ⅴ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む	(1)高等教育の修学支援 (2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 (3)結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 (4)共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
Ⅵ 施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、関係団体等との連携を重視する	(1)施策の推進体制等